

平成29年10月27日

各区役所長
各部長・理事
教育長
市議会事務局長
各委員（会）事務局長

様

南相馬市長 桜井勝延

平成30年度 予算編成方針について（通知）

本市は、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を最優先に対応しており、避難指示が解除となった区域の生活環境整備をはじめ「ロボットのまち南相馬」の実現に向けた各種施策の実施など着実に復興への歩みを進めている。平成30年度においても、「南相馬市行政経営方針」を踏まえ、引き続き「南相馬市復興総合計画」の進捗を図り、市民が安心、安全に生活できる生活環境整備は勿論のこと、地方創生の深化を図るため産業の再生・創出、風評・風化対策、“しごと”を創り“ひと”の好循環を生み出し移住・定住を促進し、生産年齢人口の拡大を図る取り組みなどに限りある財源を可能な限り集中させながら、財政の健全化へも配慮した取り組みを行い、予算の効率化及び施策事業の最適化が図られた予算編成を行うものとする。

については、このような基本的な考えの下、平成30年度予算編成方針を定めたので通知する。

なお、平成30年度の当初予算編成においては、歳入一般財源が今後一層減少することを踏まえ、歳出一般財源の削減に向けて安易な前例踏襲主義を排除し、既存事業の成果を検証、見直し等を行い、効果の薄い事業は積極的にスクラップするとともに、部内・区内の調整はもとより部・区間の横断的な調整を十分図りながら、予算要求を行うものとする。

また、予算要求に当たっての詳細については、別紙「予算編成について」で定めるので、適切な予算見積りが行われるよう配慮するものとする。

平成30年度予算編成方針

I 本市を取り巻く財政状況と今後の見通し

(1) 国の経済情勢

我が国景気は個人消費の増勢加速などにより、4～6月期の実質GDP（1次速報値）が、前期比年率+4.0%と6四半期連続のプラス成長となっており、月例経済報告（9月）の基調判断でも、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」としている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている。

国は、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針に、600兆円経済の実現と平成32年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目標に経済・財政一体改革を推進することとして、平成30年度予算編成において歳出改革の取組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する方針としている。

(2) 地方財政の課題及び取り組み

「経済・財政再生計画」、「平成30年度の地方財政の課題」等を踏まえ、国では次の地方財政の課題に取り組むこととしている。

- ①国の取組みと歩調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
- ②地方公共団体が、働き方改革や人材投資、子ども・子育て支援等に対応するとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう安定的な税財政基盤を確保する。
- ③東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保する。

(3) 本市の財政状況

本市の財政状況は、平成28年度普通会計決算で見ると健全化判断比率及び資金不足比率は、全ての項目で国が定める適正な比率の範囲内となっており、また、公債費の負担割合を示す実質公債費比率の3か年平均は、前年度より2.2ポイント減少した10.1%となったものの、市債残高は依然として類似団体平均より高い水準で推移しているため、引き続き市債の発行について留意する必要がある。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より3.5ポイント増加した91.3%となった。これは、経常的な支出が震災前の水準に徐々に復元している一方で、経常的な収入では、市税が国税の申告期限延長終了による過年度分複数年度申告が減少したことに伴い減少したことや普通交付税が国勢調査人口の減や合併算定替え等の影響によ

り大幅に減少したためであり、前年度より硬直化が進んでいる状況になっている。

引き続き、復旧・復興事業の実施に伴い国庫支出金等の依存財源の占める割合が高いこと、合併算定替えの特例期間の終了や平成27年国勢調査により常住人口が減少したことにより、普通交付税が平成29年度に引き続き平成30年度以降も段階的に減額になることなど、持続可能な財政運営の実現を図るためには、国からの財政支援に依存する復旧・復興事業を加味しない本来の財政規模に見合った事務事業への見直しや適正な事業量を踏まえた歳出構造への見直し、新たな財源確保などの取組みが必要となっている。

次に平成30年度の財政見通しは、歳入面では、普通交付税が合併算定替えの段階的縮減などにより引き続き減少する見込みであることなどから、歳入一般財源総額が前年度より大幅に減少する見込みであり、これまで以上に一般財源の確保が厳しい状況である。歳出面では、除染事業などの進展に伴い復旧・復興事業の総額では減少傾向にあるものの、避難指示が解除となった区域の生活環境整備等をはじめとする各種復旧・復興事業に係る財政需要が引き続き見込まれる。また、復興関連のハード整備に伴う施設の維持管理費や過去に建設された公共施設の更新・維持補修・長寿命化に要する経費の増加が見込まれ、経常的な経費について、より一層財政負担の軽減・平準化を進めていく必要がある。

なお、復旧・復興事業については、国からの財政支援に加え、東日本大震災復旧・復興基金（平成29年度末見込みで基金残高が約100億円）を活用することで、平成32年度（復興・創生期間）までの財源を確保できる見込みであるものの、通常事業においては、歳入一般財源の減少により、平成30年度以降収支が赤字となる見通しであることから、財政調整基金等補てん財源となる基金の残高が大幅に減少する見込みとなっている。

Ⅱ 予算編成の基本的な考え方

このような財政状況下にあっても、市政が直面する諸課題、特に市民生活に深く関わる喫緊の課題に対しては、スピード感と柔軟性を意識した責任ある対応をしていかなければならない。

平成30年度予算については、「南相馬市行政経営方針」を踏まえ、復興総合計画前期基本計画の取り組みを着実に進め、『力強く活力を生み出す年』を実現するとともに、将来を見据え持続可能な財政運営に向けて、一般財源負担を可能な限り抑制するため、優先順位付けによるメリハリのある予算とすることを基本に次に掲げる方針により予算を編成する。

（1）行政経営方針に掲げる重点施策（最重点方針に基づく事業）への重点配分

震災後の社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応し、一刻も早く災害を克服し市民が安心して生活できる環境を整備するとともに、減少している生産年齢人口の拡大を図り、市政の安定的な運営に資するため、行政経営方針の「4 重点施策の取り組み方針」に掲げる重点施策（3つの最重点方針に基づく事業）については、各種復興財源及び東日本大震災復旧・復興基金の活用などにより、積極的に予算措置を行う。

【最重点方針1】復興のさらなる推進

【最重点方針2】旧避難指示区域の再生

【最重点方針3】生産年齢人口の拡大

なお、平成29年度の行政経営方針に掲げる重点施策に位置付けられた事業（既存事業）であっても、事業終期を迎えたものについての廃止や市民ニーズ等の状況変化を踏まえた見直しを徹底すること。

併せて、新たな行政需要に対応するために構築した新規事業についても、国からの財政支援が確保されている復興・創生期間が平成32年度までとなっていることから、必ず終期を設定すること。

（２）通常事業へのシーリング、区及び部単位の枠配分の設定

（１）に該当する事業以外の通常事業については、歳入一般財源が今後も減少していく見通しであることを踏まえ、前年度当初一般財源配分額（震災復興特別交付税措置分を除く。）にシーリングを設定し、区及び部単位の枠配分を行う。各区・部は、区役所長及び部長をリーダーにそれぞれ内部での議論を深め、配分された財源の中で主体性・自立性を発揮しながら優先順位付けによる予算編成に取り組むこと。

なお、近年3月補正予算において、大幅な歳出減額（H28:▲75億円）がなされ、さらに多額の決算剰余金（H28:15億円）が生じていることから、平成30年度にあたっては、平成28年度決算額及び平成29年度決算見込額を踏まえ、ゼロベースでの見直しによる予算編成を徹底すること。

（３）事業工程の精査・切れ目ない事業執行

復興事業を始めとする各施策を着実に進めるとともに、繰越予算の縮減を図るため、着手済みの事業も含め、事業進捗に応じた適切な事業工程の精査を徹底することに加え、事業の迅速化に向けた事業手法の検討や工夫に努めるとともに、切れ目ない執行を図るため継続費の手法を用いながら適正な予算編成とすること。

特に復旧・復興に大きく寄与する事業や市民生活に直結する事業については、予め国県支出金に係る協議期間（内示時期）や契約等に係る議案提出・議会審議を考慮し、可能な限り迅速な事業執行に配慮した予算編成とすること。

（４）ビルド&スクラップ及びゼロベースでの事業内容の見直し等

行政経営方針に掲げる重点施策を迅速かつ着実に進めていくためには、限られた人員や財源をこれら事業に集中していく必要があることから、（１）（２）にも記載のとおり既存事業の優先性、必要性、効果等を十分見極め、スクラップやゼロベースでの事業見直しにより財源の確保を図りつつ、重点施策に係る事業を積極的にビルドすること。

なお、復旧・復興事業にあっては、国の復興・創生期間が平成32年度までとされており、平成33年度以降は財政措置が見込めないこと、復興に向け変化する状況に随時対応する必要があることから、既存事業の見直し（市民ニーズ等の状況変化を踏まえた補助金等交付事業等の廃止、縮小又は拡充。直接実施事業における事業の迅速化、効率化を図るため、民間事業者に委託するなど事業手法の再検討。類似事業の統廃合など。）を行うなど、事業終了を見据えた予算編成とすること。

(5) 各部等の主体的な歳入確保への取り組み

長期的なまちづくりを支える財源基盤を構築するためには、特定財源を確保し、所要の一般財源の圧縮に努めることが重要である。このため、国、県等の補助制度等については、各部等において積極的な情報収集に努め、補助金等を最大限に活用する。

特に、復旧・復興のための財政措置については、財政課や企画課に相談するとともに、国・県に対して強く求めていくこと。

(6) 東日本大震災復旧・復興基金など各種基金の活用

- ① 「(5) 各部等の主体的な歳入確保への取り組み」へ配慮しながらも、行政経営方針に掲げる重点施策で緊急的な対応が必要な事業については、積極的に基金を活用していくものとする。
- ② 本市が被災地として取り組むべき必要性や優先性が高いと認められる事業については、国・県の財政措置がされていない場合でも、基金を活用し先行的に実施することとし、事業成果等を基に国・県に対し財政措置を強く求めて行くこととする。
- ③ 復旧・復興事業、子どもの健やかな育成を図る事業、地域の特色ある事業などを行う場合は、次の基金を活用できるので、基金（事業）主管課と協議した上で要求のこと。

○東日本大震災復旧・復興基金

- ・復旧・復興事業（財政課）

○みらい夢基金

- ・子どもの健やかな育成を図る事業（財政課）
- ・地域の再生・活性化を図る事業（財政課）
- ・市民が将来に夢や希望を抱くことができる事業（財政課）

○各区自治振興基金

- ・地域の特色ある事業（各区地域振興課）

(7) 議会及び監査委員からの指摘事項等を踏まえた対応

平成28年度決算における決算審査特別委員会やその他議会での意見、監査委員からの監査意見書を踏まえた適正な対応に努めること。

(8) 特別会計及び企業会計の予算編成

- ① 特別会計及び企業会計についても、一般会計予算に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。
- ② 財源を安易に一般会計に依存することなく、国・県補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効果的な運用に努めること。特に赤字が見込まれる場合については、収支改善のための取り組みを明らかにして要求のこと。
- ③ 企業会計については、常に経営コストを意識するなど経営感覚に立ち、経営状況、今後の見通しについても十分検討のこと。

Ⅲ 予算編成にあたっての留意事項

(1) 中期的観点で捉える戦略的予算編成（横断的・全市的観点）

行政経営方針に掲げる重点施策を推進するにあたり、下記の点に留意し取り組むこと。

- ①単一事業での実施よりも、他の事業と連携することにより、復興総合計画の推進に大きな効果が期待される事業については、限られた人員と財源を最大限に活用できるよう組織・部門の枠を越えた全庁的な連携、ワーキンググループでの検討、市民・各種団体からの意見聴取など幅広く捉え、複数の事業が横断的に構築されるよう関係する課・部間において調整したうえで予算編成を行うこと。
- ②施設整備などのハード事業を実施しようとする場合には、所期の目的が達成できるよう効果を促進する事業（ソフト事業）等も検討したうえで、予算編成を行うこと。

(2) 精度の高い事業の構築

行政経営方針に掲げる重点施策に限らず、通常事業においても精度の高い事業構築が求められる。予算要求にあたって、必要性の根拠となる情報の収集、事業実施の前提条件や課題の整理、関係機関等と協議など準備をしっかりと進めておくこと。

(3) 本庁・区役所の連携強化

震災後は3区がそれぞれ異なった課題を有しているため、本庁・区役所で情報を共有し、全市で取り組む事業に加え、各区の復旧・復興に寄与する事業についても、本庁・区役所の連携を強めながら要求すること。

特に避難指示解除となった区域においては、帰還した市民が安心して生活でき、また、帰還促進につながるよう市民目線に立ったきめ細やかな予算編成を行うこと。

なお、各区共通（細目が同じ）事業の予算については、可能な限り本庁へ集約し予算管理及び執行の効率化を図ること。

(4) 外部資源の活用による行政資源の効率化

行政経営方針に掲げる重点施策を迅速かつ着実に進めていくために、必要となる人員などの行政資源を捻出するため、市民活動団体等の多様な主体との協働事業展開等の検討を行い、市負担の軽減を図ること。

※「協働推進のための補助金交付・業務委託等における取り組み方針（H26.11.14 26 総第 953 号）」参照

(5) 新規事業への事務事業評価結果の反映

限りある財源の中でより質の高い行政サービスを提供し、市民満足度の向上を図るため、新規事業は、事務事業事前評価実施要綱に基づき、事務事業事前評価結果を踏まえて要求すること。